

八尾市電子入札案件に参加するにあたっての留意事項

1. 入札参加資格確認書類の事前準備について

落札候補者となった場合、**開札日の翌日**（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）**午後 3 時まで**に速やかに入札参加資格確認書類の提出ができるよう、事前の準備をお願いします。

開札日の翌日午後 3 時まで、落札候補者から入札参加資格確認書類の提出がない場合は、その落札候補者は**落札候補者の資格を失うことになるので、提出期限は必ず厳守してください。**

なお、**配置技術者等届は、写真の貼付が必要であり、また、予定価格が 1 億 5 千万円以上の案件については入札金額内訳書（落札候補者用）の提出が必要であるため、特に注意して事前の準備をお願いします。**

※ 当初請負金額が 500 万円未満の工事（市立病院の発注案件も対象（随意契約等を含む）。）において本市が認めた場合は、**上限を 2 件（兼務するそれぞれの工事の当初請負金額が 500 万円未満であること。）**とし、現場代理人が他の工事現場の現場代理人を兼務することが可能です。

また、本市が兼務を認めた現場代理人は、兼務するそれぞれの工事の主任技術者となることが可能です（兼務する既に請け負っている工事の主任技術者を新たに変更することはやむを得ない場合を除きできません。）。

当初請負金額が 500 万円未満の工事（市立病院の発注案件も対象（随意契約等を含む）。）において、他の工事（当初請負金額が 500 万円未満であること。）との現場代理人の兼務を申請する場合は、入札参加資格確認書類を提出する際、「配置技術者等届」の他に「現場代理人兼務承認申請書」を提出してください。落札候補者に、事後審査の結果と合わせ、兼務の承認の可否について連絡します。

「現場代理人兼務承認申請書」については、八尾市ホームページの「産業・ビジネス」－「入札・契約」－「契約関係様式」－「入札参加資格確認書類（工事、工事に伴う業務）」からダウンロードした様式を用いて作成してください。

また、**共同企業体として参加する場合**、入札参加誓約書（押印不要）及び入札参加資格確認書類に記載する会社の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名については、**すべて代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載してください。**押印が必要な場合も同様に、**すべて代表構成員の印鑑を押印してください。**

2. 落札候補者・落札者の結果確認画面について

公告文に示す開札日時において決定した落札候補者は、開札日時から約 15 分後に以下の画面にて結果を確認することができます。

＜落札候補者の確認画面＞

八尾市ホームページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 電子入札
→ 電子入札情報 → 八尾市入札・契約情報 → 入札案件一覧

開札日の翌日以降に、落札候補者から提出された入札参加資格確認書類による入札参加資格の事後審査を行います。

落札候補者が入札参加資格があると認められ落札者と決定したとき、電子入札システム上で入札参加者全員に開札日の翌日以降、落札者決定通知を送付します。

落札者の決定後、以下の画面にて結果を確認することができます。

＜落札者の確認画面＞

八尾市ホームページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 電子入札
→ 電子入札情報 → 八尾市入札・契約情報 → 入札結果一覧

3. 特定建設業許可の取り扱いについて

条件付一般競争入札のうち、**予定価格 1 億円以上（建築一式工事は 1 億 2 千万円以上）の工事**については、適正な発注と品質の確保、適切な下請契約等に資するため、原則として特定建設業の許可を有する業者に発注します。

なお、特定建設業許可を年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）の途中で取得された場合は、**発注案件の告示・公告の 1 週間前までに**当該許可書の写しが提出されていれば、特定建設業許可業者として取り扱います。

4. 緊急のお知らせ等について

緊急のお知らせ等がある場合は、以下の画面で公開しますので、適時、緊急連絡をご確認ください。

＜緊急連絡の確認画面＞

八尾市ホームページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 電子入札
→ 電子入札情報 → 八尾市入札・契約情報 → 緊急連絡

5. 参考規程等

入札に参加するにあたっては、以下の規程等を必ず確認してください。また、事後審査の詳細については、「条件付一般競争入札（電子入札案件）における事後審査の取扱いについて」を参照してください。

○建設工事等競争入札心得（電子入札用）

○八尾市電子入札運用基準

○八尾市発注工事に配置する技術者等の取扱いについて

○条件付一般競争入札（電子入札案件）における事後審査の取扱いについて